

朱應・康泰の扶南見聞録輯本稿

—三國吳の遣カンボジア使節の記録の復原

渡部武

一、はじめに

中國では後漢時代より地方誌や旅行記などの地誌類の編纂が目立つようになり、南北朝時代には第一期黃金時代を現出するにいたる。⁽¹⁾その概要是『隋書』や『舊唐書』『新唐書』の經籍、藝文志を繙いてみれば明らかであるし、また類書に引用された書目を通覽してみれば、さらに多くの地誌類を見い出すことができよう。

かつて私が早稲田大學大學院の院生であったころ、恩師松田壽男博士は、演習の時間に史料批判の訓練として、魏晉南北朝時代に編纂された地方誌や旅行記の逸文を蒐め、それらの輯本を作成する作業を院生一同に課したことがあった。先生はこうした古逸地誌類の importance と

價值について早くから注目され、御自身も劉宋時代の段國の『沙州記』の輯本を著し、好論「吐谷渾遣使考」の下地にされたことは周知のところである。

學問研究も日進月歩しており、今さら舊稿を公表するのはいささか躊躇を覺えないわけではない。しかし朱應・康泰の記録は有名なわりには、傳存するのが逸文という形をとるため、われわれにとって利用に不便で、かつまた書名等に混亂が見られるところから、從來の輯本で事足れりとするわけにもいかない。⁽⁴⁾新たに輯本をこしらえる意義もそれなりにあるわけで、ここに舊稿に若干の補訂を施し發表する次第である。本稿には不備な點も多々あるうかと思われるが、大方の御指教を賜れば幸いである。

二、朱應・康泰の記録の書名について

中國人がカンボジアを訪問した記録で最も著名なものに元朝時代の周達觀が撰述した『真臘風土記』（一二九七年以後の編纂）がある。しかし、これより千年も以前の三國時代に、吳の朱應と康泰がカンボ

ジア（扶南）に派遣され、その見聞をもとに貴重な記録が著されたことを忘れてはならない。ただし殘念なことにそれらの記録は後世亡佚し、現在残っているのは類書等に引用された断片記事にしかすぎない。かれらの記録は『梁書』卷五四海南傳の序文に

及吳孫權時、遣宣化從事朱應・中郎康泰通焉、其所經及傳聞、則

有百數十國、因立記傳。

とあり、直接に見聞したり、あるいは間接的に傳聞した南海諸國の數は百數十國に上り、正史『梁書』海南傳の根本史料となつたのである。

朱應・康泰の記錄は、『梁書』が編纂された唐初の七世紀初頭までたかどうかは疑わしい。というのは『隋書』『舊唐書』『新唐書』の經籍、藝文志には、朱應の撰述した『扶南異物志』一卷のみを著錄し、康泰の記錄については一切見えないからである。しかも朱應の『扶南異物志』は、類書等にはつきりとこの書名をもつて引用された逸文は残つておらず、わずかに『史記正義』『通典』『太平寰宇記』等に幾箇條が引用されている『宋膺異物志』の記事が、これに該當すると考えられている。つまり宋膺（『太平寰宇記』卷一八四では朱應に作る）は朱應の誤りで、『朱應異物志』は『朱應扶南異物志』の略稱だとうのである。

書名だけを問題にすれば一見もつともらしくとれるが、實は現存の『宋膺異物志』の逸文は輯本稿の部で見ていただければわかるように、扶南をはじめとした東南アジアに關する記載がひとつもなく、中央アジア關係の記事ばかりである。⁽⁵⁾ これは石田幹之助氏も早くから指摘している通り、『宋膺異物志』は朱應の『扶南異物志』とは別に存在した書物と認めた方がよさそうである。⁽⁶⁾ 「異物志」と附された一種の博物誌は、後漢以後南北朝にかけておびただしく撰述され、正史の藝文志に登載されていないものが數多くあり、おそらく『宋膺異物志』もそのひとつと考えてよいであろう。⁽⁷⁾

また朱應の『扶南異物志』は一名『扶南以南記』と稱されたらしく、『梁書』卷五〇劉杳傳（『南史』卷四九もほぼ同文）に次のような逸話を載せている。

杳少好學、博綜羣書、沈約・任昉以下、每有遺忘、皆訪問焉……

約又云、何承天纂文奇博、其書載張仲師及長頸王事、此何出、杳曰、仲師長尺二寸、唯出論衡、長頸是毗騫王、朱建安扶南以南記云、古來至今不死、約卽取二書尋檢、一如杳言。

この毗騫國の長頸王のこととを記した朱建安の『扶南以南記』のことは劉杳傳以外に一切見えないが、建安は朱應の字である可能性が大である。朱應の著した記錄については以上のことしか判明しない。

つぎに康泰の記錄であるが、これには大きくわけて『吳時外國傳』『扶南土俗』それに『扶南傳』の三つの呼稱があつたようで、『吳時外國傳』と『扶南土俗』に關してはそれぞれ三組の逸文（輯本稿の9と42、15と40、17と34の記事）にある程度對應關係が認められるから、本來兩者は同一の書物であったことが考えられる。一冊の書物が複數の書名や異稱を持つことについては旅行記や地誌類にしばしば見られるところで、例えば前述の段國の『沙州記』が一名を『吐谷渾記』と稱されたり、また法顯の印度紀行が『法顯傳』とか『佛國記』と稱されたことを想起してみれば充分首肯できよう。ただ『吳時外國傳』という呼稱は、康泰が撰述した當初からこのように稱されていたとは思われず、たぶん各種の『外國傳』が著されるようになつて、後世の人びとがそれらを區別するため「吳時」を冠するようになつたのであろう。

『外國傳』で代表的なものには、釋曇景と釋智猛のものがあり、釋智猛の『外國傳』は正式には『遊行外國傳』（『隋書』經籍志）と稱された。また『隋書』經籍志に著錄されている『交州以南外國傳』（『舊唐書』經籍志は『交州已來外國傳』に、また『新唐書』藝文志は『交州以來外國傳』に作る）もたんに『外國傳』と稱された。というのは『太平御覽』卷七九〇西屠國の項に本書の逸文が一箇條引用され、以下一連の「外國傳曰」の記事があるが、これらの『外國傳』は明らかに『交州以南外國傳』の略稱と見てとれるからである。

こうした『外國傳』の存在を考えると、『吳時外國傳』がたんに『外國傳』と稱された場合、それらの記事を無條件に輯本中に入れるべきかどうかの判断を下すのは容易なことではない。ただしそれは全く不可能なことではなく、少なくとも釋智猛と釋曇景の『外國傳』は、かれらの事跡を調べることによつてある程度除外できる。

釋智猛の傳は、梁・釋僧祐の『出三藏記集』卷一五および梁・慧皎の『高僧傳』卷三に見え、これらの記録によると彼は後秦の弘始六年（四〇四）に長安を出發し、涼州城・陽關・鄯鄯・龜茲・于闐・葱嶺・波倫を經てインドの迦維羅衛國（Kapilavastu）や華氏國（Pātali-putra）を歴訪し、元嘉一四年（四三七）に涼州を經て蜀に入り、同一年にこの地で『遊行外國傳』を著している。⁽⁸⁾ したがつて釋智猛のこの『外國傳』は東南アジアのことと言及した形跡は無さそうであるから、康泰の記録と混同することはまずあるまい。

曇景、通典卷一百九十一西戎傳總序注引作曇勇、今按即高僧傳卷

三之釋曇無竭。曇無竭、此云法勇、隋志通典截取首字之音、無竭則譯其義、而隋志又訛勇爲景、其實一人也。高僧傳稱其所歷事跡、別有記傳。歷代三寶紀第十、曇無竭著述有外國傳五卷、竭自述西域事。

向達氏の考證は正鵠を射ており、釋曇景が釋曇無竭と同一人物であると見てまづ問題はないであろう。そこで『高僧傳』卷三の釋曇無竭の傳を見ると、彼は宋の永初元年（四二〇）中國を出發し、海西郡・流沙・高昌郡・龜茲・葱嶺を經て入竺し、インド各地をめぐり、歸路は南天竺で乗船し南海經由で廣州に歸着している。したがつて彼が撰述した『外國傳』には當然東南アジアの記事があつたはずである。

現在殘っている釋曇無竭の旅行記の遺文は、わが國の飛鳥寺の信行が著した『翻梵語』一〇卷中に零細な断片語彙があるのみで、これだけではとても彼の旅行記の内容を推しはかることができない。私が蒐めた『外國傳』の記事で僧侶の筆になると考えられるのは、『玄應一切經音義』第一九の迦蘭陀鳥の記事一條のみで、参考までに康泰撰『吳時外國傳』輯本の末尾に附記しておいた。おそらくこれが釋曇無竭の『外國傳』の記事であろうか。逸文の残り具合から推定してみるなら、本書はほとんど流布しなかつたと考えられる。

ところで前に『扶南土俗』と『吳時外國傳』とは本來同一書物であろうと述べておいた。康泰の記録が『扶南土俗』という名稱で引用された例は『太平御覽』に最も多く見られ、また『通典』や『太平寰宇記』にも散見するので、かなり一般的であったようである。しかし第三番目の『扶南傳』（この場合『康泰扶南傳』と明記してあるものに限定）は流布に地域的な特色が見られる。すなわち康泰という撰作者名を冠した『扶南傳』の引用は、すべて北魏・酈道元撰の『水經注』に限られており、康泰の記録は、北朝においては『扶南傳』という書名で流布していたことが考えられる。

この『水經注』に引かれた康泰撰『扶南傳』の記事は、『吳時外國傳』や『扶南土俗』の記事と重複するものはほとんどなく、康泰に第二の著作があつたことを疑わせる。⁽¹⁰⁾ しかし『扶南傳』輯本の45の迦那調洲から大秦に至る記事は、『吳時外國傳』輯本の28にも表現は異なれ同様の記述があるから、兩書が全く別の書物であるとは斷定できなくなつてくる。ましてや本來の朱應・康泰の記録が百數十箇國のことを網羅した大部な記録であつたことを思うと、ほんのわずか残つた逸文の相互關係のみで結論を下すことはできない。最も妥當な取り扱いは、即断を避けて、同書異名の可能性もあるとし、輯本を別にこしらえておくことであろう。

ただしここでも問題になるのは闕名撰『扶南傳』である。全部で一六條ばかり整理してみたが、中には52のよう『梁書』劉杳傳中に言及されている毗騫國の長頸王のことが見えるので、明らかにこの『扶南傳』輯本中には、朱應・康泰の記録そのもの、あるいはそれを祖本とした記事が混入していると考えてまず間違いあるまい。

闕名撰『扶南傳』の逸文の數は、實際のところは一六條よりもさらに多く、また『扶南傳』は『扶南記』（『水經注』卷三六 溫水の條に『康泰扶南記』とある）と稱されることもあるので、別著の竺枝（あるいは竺芝に作る）撰『扶南記』とのかねあいも考慮しておかねばならない。

竺枝についての事跡はほとんど判明しないが、ただ『水經注』卷三六 溫水の條の

按竺枝扶南記曰、扶南去林邑四千里、水步道通、檀和之令軍入邑浦、據船官口、城六里也。

という檀和之の林邑遠征から判断してみると、劉宋の太祖が彼に遠征を命じたのは永初二三年（四四六）のことであるから、竺枝の活躍時期はこれ以後となる。またその姓名からわかるように、彼は中國に渡來した佛教僧侶であった。

竺枝の『扶南記』の逸文は都合八條あるが、この逸文に關連のありそうな闕名撰『扶南傳』（あるいは闕名撰『扶南記』）も若干あるから、これらの記事は参考までに竺枝撰『扶南記』輯本に附記し、前述の闕名撰『扶南傳』から除外しておいた。

以上煩瑣な書名考證を行なった結果、朱應・康泰が殘した記録について以下のことと言えよう。

まず朱應の記録は『扶南異物志』あるいは『扶南以南記』と稱されたこと。また康泰の記録は『吳時外國傳』（當時はたんに『外國傳』と稱された疑いあり）、『扶南土俗』あるいは『扶南傳』と稱され、前

二者については同書異名と思われ、後者の『扶南傳』についてもその可能性があること。そしてこれらの記録の内、朱應の『扶南異物志』は早い時期に散逸しほどんと流布せず、一方、康泰の著書は足本の形かどうかわからないが、ともかくも唐・宋時代頃までは傳承され、やがて多くの地誌類がたどつたと同様の運命をたどり散逸してしまったこと、などである。

そこでつぎに朱應・康泰の記録の成立年代について考えてみることにしよう。

三、朱應・康泰の記録の成立年代

朱應・康泰が遣扶南使として出かけた時期およびその記録全般については、藤田豊八⁽¹¹⁾・石田幹之助⁽¹²⁾・駒井義明⁽¹³⁾・杉本直治郎⁽¹⁴⁾・馮承鈞⁽¹⁵⁾・ペリオ⁽¹⁶⁾（P. Pelliot）・セデス⁽¹⁷⁾（G. Coedès）といった内外の諸先學たちが詳細な論考を著しておられるので、以下論ずることは屋上に屋を架するようなものであるが、一應私見を述べておくことにしよう。

『梁書』海南傳の序や本文によると、宣化從事朱應と中郎康泰が扶南に派遣されたのは、吳の孫權の時代（在位二二二—五二一年）である。この頃の三國鼎立は吳にとって北方に對峙するだけでなく、南方の世界にも大きく眼を開かせていった。たまたま黃武五年（二二六）、孫權は交趾太守吳邈により遣送されてきた大秦國の賈人秦論に會い、彼から多くの海外知識を得るにいたる。おそらくこうした刺激が間接的ながら朱應・康泰の扶南派遺につながっていくのである。

吳の南方統治は、屯田軍による山越地帶の荒蕪地開拓と、後漢末に中央政府の統轄より遊離した邊郡や邊州の勢力を壓えることに重點が置かれた。ことに交州平定は吳の南方政策等に重大な轉換を齎した。

交州の地には後漢末の動亂をよそに交趾太守士燮という人物がその中心地交趾に據つて、漢文化の地方移植に努め、半ば獨立國のよう

状態を保っていた。この状態は政権が後漢から吳へと代わっても、士燮の巧みな政治的配慮によって保たれた。すなわち彼は新政権吳に恭順の意を示すため、わが子を人質として中央に差出し、かつまた毎年珍奇な物産を送り届けることを忘れなかつた（『吳書』士燮傳）。

士燮による交州地方の實質的な支配は約四〇年間の長きにわたり、黃武五年（二二六）九〇歳で没してようやく終焉をとげる。ところがその子の士徽が自ら交趾太守を署號し、吳に對する協力を拒んだので、新たに赴任した廣州刺史呂岱によつて滅ぼされてしまうのである。

呂岱は黃武五年から黃龍三年（二三一）の約五年の間に南土を平定し、やがて長沙方面に轉出していくのであるが、この間に積極的な東南アジア外交政策を展開している。『吳書』呂岱傳につきのように記している。

又遣從事南宣國化、暨徼外扶南・林邑・堂明諸王、各遣使奉貢。

この使者の從事は明らかに州刺史の屬僚を指すから、この時の遣使は交州刺史呂岱の強い意向で行なわれたのであろう。通常この南宣國化のために派遣された使者こそ宣化從事朱應と中郎康泰の一¹⁸行であると考えられている。

朱應・康泰の遣使を交州刺史呂岱の時期とする説の代表に杉本直治郎氏のものがあるが、杉本氏はかれらの派遣された年代を確定する上で、『太平御覽』卷八〇八珍寶部七琉璃の項に引く『吳曆』の
黃龍、扶南諸外國來獻琉璃。

朱應・康泰の遣使年代を現存の史料から導き出すなら、右の杉本氏の説は極めて有力である。しかしこの説にも問題がないわけではない。杉本氏の論據のひとつになつてゐるのは、『梁書』海南傳の序文の

朱應・康泰の遣使年代を現存の史料から導き出すなら、右の杉本氏の説は極めて有力である。しかしこの説にも問題がないわけではない。杉本氏の論據のひとつになつてゐるのは、『梁書』海南傳の序文の

宣化從事朱應と中郎康泰の扶南派遣記事を、『吳書』呂岱傳の從事を扶南方面に南宣國化のため派遣した事件と同一出來事という前提がある。つまり呂岱は孫權の意を承けて自らの責任において屬僚の從事朱應と中郎康泰を派遣したといふのである。たしかに從事は前述のよう

に州刺史の屬僚であるが、中郎はそうではない。中郎は秦漢以來置かれ、元來は天子の宿衛に當直する役目を荷つた郎官の一であつたが、やがて孝廉等に擧げられた人物が補せられる一種の官僚豫備軍に變質していく。したがつてこの官名は吳においても中央に屬するものと考えなければならない。ということはやはり吳の遣扶南使は孫權の命令によつて派遣されたのであり、中央の中郎康泰に、交州（？）刺史の部下の從事朱應が隨行したと解釋すべきで、またこの派遣記事と呂岱の派遣記事を強いて同一の出來事と解釋しなくともよいのではなかろうか。というのは以下考察するように、孫權の遣使と扶南王統との關係については、杉本氏とは別の考え方もある。¹⁹

扶南王統に關して、康泰の記錄中に三人の扶南王の名前が見える。それは輯本3の盤況、48の范旃、それに4と7の范尋で、朱應・康泰が會つたと思われる范尋のみである。『南齊書』および『梁書』に記されている扶南王統によると、范尋は、范旃から位を篡奪した范長を倒して即位している。ということは『吳書』孫權傳の赤烏六年（二四三）一二月の「扶南王范旃、遣使獻樂人及方物」と孫權の沒年神鳳元年（二五二）四月の間に、范長は殺されたことになる。セデス氏も朱應・康泰が扶南で中天竺王茂論（Muruṇḍapati）の使者陳・宋に會つたのは赤烏八年（二四五）から同一年（二五〇）の間としているのは、こうした點からであろう。

范尋の事跡で年號が判明するのは、『梁書』扶南傳の「晉武帝太康中、尋始遣使貢獻」のみで、これによると西晉の武帝の太康年間（二八〇—八九）に范尋の使者が始めて來貢したことになる。しかし『晉

書』卷九七扶南傳には

武帝泰始初遣使貢獻、太康中又頻來。

とあり、吳から西晉初めにかけて相變らず范尋が扶南王位にあるとしたなら、西晉朝に扶南王范尋の使者が來た最初は、太康中ではなく泰始初年（二六五）のこととすべきであろう。以上の點から私は、朱應・康泰が扶南に派遣されたのは西暦二四三年一二五年の間で、かれらの記録はそれ以後に成立したものであると考えている。

四、輯本作成にあたつての例言

- (1) すでに述べたように朱應・康泰の記録の輯本を作成するには、それらの周邊地誌類についてまでも配慮しなければ信憑性のにおける原稿が出來上らない。そこで本稿では康泰撰の一『吳時外國傳』(1~29)、二『扶南土俗』(30~43)、三『扶南傳』(44~49)のほかに、IV闕名撰『扶南傳』(50~65)、V竺枝(芝)撰『扶南記』(66~73)、VI闕名撰『交州以南外國傳』(74~80)およびVII宋膺撰『異物志』(81~84)の輯本も併せ収録した。
- (2) 逸文で重複するものについては、最も整っているものを輯本本文に採用し、その出典を括弧内に示しておいた。なお括弧内の第一番目に記載された出典の記事が輯本本文に採用されており、以下の出典の記事の中に解釋上重大な文字の異同があれば校釋の欄でその旨注記することとした。
- (3) 輯本本文は舊體字で表記し、また俗字もできるだけ正體字に直した。
- (4) 校釋中でしばしば言及される参考文献の主だったものは、すでに注に明記してあるので、(駒井)とか(杉本a)とか表記すること

で簡稱した。

(5) 輯本を作成する上で使用した史書や類書等の刊本は左記の通りである。

『史記』南宋・慶元黃善夫刊影印本、縮印百衲本二十四史所收、商務印書館、北京、一九五八年。

『後漢書』宋・紹興刊影印本、縮印百衲本二十四史所收、商務印書館、北京、一九五八年、および標點本二十四史、中華書局、上海、一九六五年。

『水經注』乾隆三九年戴震校訂の鉛印本、世界書局、臺北、一九六五年、および王國維校『水經注校』上海人民出版社、上海、一九八四年。

『文選』潁陽萬氏再刻仿宋胡刻本影印、中文出版社、京都、一九七一年および尤袤本鉛印本、商務印書館、香港、一九六五年。

『玄應一切經音義』中央研究院歷史語言研究所專刊之四七、臺北、一九六二年。

『法苑珠林』『大正新脩大藏經』第五三卷所收、同刊行會、東京、一九六二年。

『北堂書鈔』光緒一四年孔廣陶校本影印本、文海出版社、臺北、一九六二年。

『藝文類聚』汪紹楹校本、中華書局、上海、一九六五年。

『初學記』司義祖校本、中華書局、北京、一九六二年。

『太平御覽』四部叢刊三編影印本、臺灣商務印書館、臺北、一九六八年。

『搜神記』汪紹楹校注本、中華書局、北京、一九七九年。

『太平廣記』乾隆一八年黄晟の刊本影印本、新興書局、臺北、一九六八年。

『通典』武英殿版影印本、新興書局、臺北、一九六六年。

『白氏六帖事類集』宋刻影印本、新興書房、臺北、一九六九年。

『太平寰宇記』嘉慶八年重刊影印本、文海出版社、臺北、一九六三年。

『重修政和經史證類備用本草』金・張存惠重刊影印本、南天書局、臺北、一九七六年。

注

(1) 拙稿「中國の地誌と風土記」(『歴史公論』一九八一年七月号) 参照。

またこの時期の地方誌の詳細については、青山定雄「六朝時代の地方誌について——撰者とその内容」(『東方學報』(東京) 第一二冊之三、第一三冊之一、一九四一、四二年) を参照のこと。

(2) 松田寿男「段国「沙州記」集註」(『内陸アジア史論集』大安、一九六四年所収)。

(3) 松田寿男「吐谷渾遣使考」(『史学雑誌』第四八編第一、一一号、一九三七年)。

(4) 従来の朱應・康泰の記録の輯本として代表的なものに以下のものがある。第一は清・陳運溶『麓山精舍叢書』第二集、糸地類古海國遺書鈔、宣統三年(一九一)刊で、本叢書には一二種の遺書が收められ、朱應『扶南異物志』、康泰『吳時外國伝』『扶南土俗伝』、^a『扶南記』、闕名『扶南傳』等の輯本がある。第二は民国・仏駄耶舍『漢唐間西域及海南諸國地理書輯佚』(『史学襍志』創刊号、一九二九年)がある。後者は未見。

(5) 杉本直治郎氏は『北堂書鈔』卷一三二服飾部の「応志云、斯調国王作白珠交給帳、遣遺天竺之仏神」の『応志』を「朱應異物志」の略称と見ているが(「三国時代における吳の対南策」、『東南アジア史研究』I、巖南堂書店、一九六八年所収)、これは晋・郭義恭撰『廣志』の一文に相違ない。これに関する逸文が『太平御覽』卷三五九兵部に「郭義恭廣志曰、期調國出金・銀・白珠・硫磺・水精器・五色珠馬珂」とあるので、「応志」は『廣志』である疑いがより濃い。

(6) 石田幹之助『南海に關する支那史料』生活社、一九四五年、五一—五

五頁。

(7) 「異物志」に関しては内田吟風「異物志」考——その成立と遺文」(『森鹿三博士頌寿記念論文集』同朋社、一九七七年所収)を参照のこと。

当論文は主要な「異物志」の逸文を整理してあって利用に便利である。また万震の『南州異物志』については小川博氏の「『南州異物志』輯本稿」(『安田学園研究紀要』第一、三号、一九五八、五九年)なる労作があり、もろに張崇根氏が最近『臨海水土異物志輯校』(農業出版社、一九八一年)を著し、それぞれ『異物志』全般を考える上で有益である。

(8) 釈智猛のインド旅行の詳細については、小野玄妙「晉末宋初の入竺僧智猛と曇無竭に就いて」(『仏教の美術と歴史』大藏出版社、一九三七年所収)および長沢和俊「釈智猛の入竺求法」(『シルク・ロード史研究』国書刊行会、一九七九年所収)を参照のこと。

(9) 向達「漢唐間西域及海南諸國古地理書敘錄」(『唐代長安与西域文明』三聯書店、一九五七年所収)。

(10) 向達氏は注(9)前掲論文において「康泰所作書如有兩種、疑當名為吳時外國伝及扶南記也、朱應別有扶南異物志一卷」と述べて、康泰の二著作説を主張しておられる。

(11) 藤田豊八氏には以下の関係論文がある。a 「前漢に於ける西南海上交通の記録」、b 「葉調・斯調・私詞条につきて」(以上『東西交渉史の研究・南海篇』荻原星文堂、一九四三年所収)、c 「南洋に關する支那史料について」(『劍峰遺草』私家版、一九三〇年所収)。

(12) 石田幹之助氏の研究は注(6)前掲書参照のこと。

(13) 駒井義明「所謂孫權の南方遣使について」(『歴史と地理』第一五卷第六号、一九三〇年)。

(14) 杉本直治郎氏には以下の関係論文がある。a 「インドシナ古代社会の史的性格——とくに扶南のばあい」、b 「三国時代における吳の対南策」(いすれも注(5)前掲書に所収)。

(15) 馮承鈞(井東憲訳)『支那南洋交通史』大東出版社、一九四〇年。

(16) P. Pelliot, 'Le Fou-nan', BEFEO, III, 1903. (鴻承鈞による中文訳)

「扶南考」、『史地叢考続編』台湾商務印書館、一九六一年所収)。

(17) ジャレス氏 (G. Coedès) には以下の関係著書がある。a “Les États hindous d'Indochine et d'Indonésie”, Paris, 1948. (S.B. Cowing も邦文訳 “The Indianized States of Southeast Asia”, East-west Center Press, Honolulu, 1968.) b “Les Peuples de la Péninsule indochinoise, Histoire-Civilisations”, Dunod, Paris, 1962. (辛島昇・他による邦文訳『インドシナ文明史』みず書房、一九六九年)。本稿では a については英文訳、b については邦文訳を参照した。

- (18) 注(14)前掲杉本 a 論文参照。
- (19) 注(7)前掲内田論文参照。
- (20) 注(17)前掲ジャレス a 四二頁参照。

(補注) この点について近年香港中文大学陳正祥教授は次のような見解を述べておられ参考になった。

(1) 朱応和康泰的出使扶南不止一次、第一次為呂岱就近派遣、碰到天竺的使節、其時范旃尚在位、曾遣使入吳報聘。這就是赤烏六年的事。但當聘吳的使節派出去之後、范旃即被前王之子所殺。(2)于是孫權再派朱応・康泰出使扶南、因當時吳國亟須發展海外貿易、陸路已被曹魏所阻、而扶南海洋交通的位置重要・使節團的規模較大、所到的地方較多。但這次使節团到達時、范旃已死、在位的國王為范尋、時間應在二四五年左右。(『真臘風土記研究』香港中文大学出版、一九七五年、一一頁脚注)

五、輯本稿

I. 康泰撰『吳時外國傳』

1 吳時外國傳曰、扶南之先女人爲主、名柳葉、有摸趺^①國人字混慎、好事神一心不懈、神感至意、夜夢人賜神弓一張、教載賈人船入海、混慎晨入廟、於神樹下得弓、便載大船入海、神廻風令至扶南、柳葉欲劫取之、混慎舉神弓而射焉、貫船通度、柳葉懼伏、混慎因至扶南。(『太平御覽』卷三四七兵部七八弓・『北堂書鈔』卷一二五武功部一三弓四

六)

【校 稱】

①摸趺 『書鈔』は模趺に作る。横趺 (32) あることは擔趺 (46) にも作り、杉本氏は『法顯傳』に見える多摩梨帝國 (Tāmalitti) に比定 (杉本 a)。

②船 『書鈔』は舡に作る。

(3) この記事は混慎という一人物の活躍譚になつてゐるが、實際は古い時代にインド系の移民が集團となつてカンボジアに渡來したことを見反映した傳承であるに相違ない。この傳承は『晉書』『南齊書』『梁書』『南史』にも掲載されており、混慎を混慎あるいは混慎に作つてゐる。これは Kauṇḍinya (ペリオ) もしくは Kunḍina (杉本 a) なるインド人名を漢字表記したものと考えられる。また『梁書』扶南傳には、これとは別にもと天竺の婆羅門であつた橋陳如が扶南王になる傳承を載せてゐるが、この橋陳如も Kauṇḍinya の音譯とされているから、同じインド系移民傳承が異なる時代に中國に傳わったと考えられる(松田壽男『東西文化の交流』至文堂、一九六二年、第五章東西交渉と古代カンボチア、および山本達郎「印度支那の建國説話」『東西交渉史論』上、一九三九年の論考参照)。なお参考までに『梁書』扶南傳の混慎の記事を載せておく。

扶南國俗本裸體、文身被髮、不制衣裳、以女人爲主、號曰柳葉、年少壯健、有似男子、其南有微國、有事鬼神者字混慎、夢神賜之弓、乘賈人船入海、混慎晨起卽詣廟、於神樹下得弓、便依夢乘船入海、遂入扶南外邑、柳葉人象見船至、欲取之、混慎卽張弓射其船、穿度一面、矢及侍者、柳葉大懼、舉象降混慎、混慎乃教柳葉穿布貫頭、形不復露、遂治其國、納柳葉爲妻、生子分王七邑。

2 吳時外國傳曰、扶南國伐木爲舡、長者十二尋、廣肘六尺、頭尾似

魚、皆以鐵鑄露裝、大者載百人、人有長短橈及篙音各一、從頭至尾、面有五十人、作或四十二人、隨舡大小、立則用長橈、坐則用矩橈、水淺乃用篙、皆當上應聲如一。〔太平御覽〕卷七六九舟部二敍舟中）

①賭戲 『初學記』は博錢に作る。

5 吳時外國傳曰、扶南諸王殺其國人、以刀斫刺、往往有不入者、以汗露^①塗刀刃斫之、乃入、國人名之曰蟬也。〔太平御覽〕卷三四五兵部七六刀上）

【校
訛】

- ①短橈 陳運溶輯本（注^④参照、以下陳輯本と略稱）は短橈に作る。
②音高 『御覽』編者の挿注であろう。
③面 陳輯本は約に作る。
④作或四十二人 陳輯本は或四十餘人に作る。
⑤長橈 陳輯本は長橈に作る。
⑥當 陳輯本は撈に作る。撈とは篙^{さお}さすこと。

【校
訛】

- ①汗露 陳輯本は汁露に作る。
②本條は東南アジアに傳統的にあつた「串刺しの刑」に關係する記事と思われる。文化史的意義については西村朝日太郎氏の著書『人類學的文化像』（吉川弘文館、一九六〇年）第六章第三節東南アジアに於ける『貫削木』を參照。

3 吳時外國傳曰^①、扶南王盤況、少而雄桀^②、聞山林有大象、輒生捕取之、教習乘騎、諸國聞而伏之。〔藝文類聚〕卷九五獸部下象・〔太平御覽〕卷八九〇獸部二象）

【校
訛】

- ①吳時外國傳曰 『御覽』は吳志曰外國傳曰とあり、これは明らかに吳時外國傳曰の誤りと考えられる。
②雄桀 『御覽』は雄傑に作る。

【校
訛】

- ①以鉗舉鐵着手 陳輯本は以鉗舉箸手中に作る。
②本條は54・55の探湯に關する『扶南傳』の記事とも關係する。また『梁書』扶南傳にも次のような對應記事がある。
國法無牢獄、有罪者、先齋戒三日、乃燒斧極赤、令訟者捧行七步、又以金環・雞卵投沸湯中、令採取之、若無實者、手卽焦爛、有理者則不。

4 吳時外國傳曰、扶南王范尋、以鐵爲鬪雞假距、與諸將賭戲^①。〔藝文類聚〕卷九一鳥部中雞・〔初學記〕卷三〇鳥部雞第三）

【校
訛】

- 7 吳時外國傳曰、鷦鷯大者長二三丈、有四足、似守宮、常吞食人、扶南王范尋勅捕取、置溝塹中、尋有所忿者、縛以食鷦鷯、若罪當死、鷦鷯便食之、如其不食、便解放以爲無罪。〔太平御覽〕卷九三八鱗介部一

○鰐魚)

武

部

①本條は57の『扶南傳』の記事と關係する。對應する『梁書』扶南傳の記事は以下の通り。

又於城溝中養鰐魚、門外圈猛獸、有罪者、輒以餵猛獸及鰐魚、魚獸不食爲無罪、三日乃放之、鰐大者長二丈餘、狀如鼈、有四足、喙長六七尺、兩邊有齒、利如刀劍、常食魚、遇得麋鹿及人亦瞰之。

8 外國傳曰^①、扶南人若戶中亡器物者、卽以米一升詣神廟、乞神見盜者、以米着神足下、明日取米、呼戶中奴婢、分令齧之、盜者口中出血、米完不碎、不盜者入口卽敗、從日南至徼外悉爾。(『太平御覽』卷七八六四夷部七南蠻二扶南國)

10 又曰^①、扶南國人最大居舍、雕文刻鏤、好布施、多禽獸、王好獵、皆乘象、一去月餘日。(同前)

①又曰 8・9と一連の文。『吳時外國傳』とみなす。

【校 稱】

①外國傳曰 陳輯本に「案此引外國傳無吳時二字、因語氣相類故錄

之」と案語があり、私も同じように考えるので、本條を『吳時外國傳』として扱つた。

②乞神見盜者 陳輯本は乞神辨盜者を作る。

【校 稱】

①又曰 25の『吳時外國傳』と連續記事をなすので輯本中に入れた。

12 吳時外國傳曰、流黃香出都昆國、在扶南南三千餘里^{南州異。物志同。}(『太平御覽』卷九八二香部二流黃・『重修政和經史證類備用本草』卷三流黃香)

【校 稱】

①又曰 8と一連の文。『吳時外國傳』とみなす。

②燈注 陳輯本は燈柱を作る。

③本條は漲海つまり南シナ海洋上の火山島に產する石絨(石綿)の

ことを記している。從來、石絨に關する最古の記錄は『魏略』や『後漢書』とされたが、この記錄が最古の部類に屬する。石絨に關しては B. Laufer, "Sino-Iranica", reprinted by Ch'eng-wen Publishing Company, Taipei, 1967, pp. 500-1 やよび桑原隲藏「トウフアーハー氏の新著『シノ・イランカ』に就いて」(『桑原隲藏全集』第三卷、岩波書店、一九六八年所收)を參照。關連記事は42。

所引松田壽男氏著書一七五頁)。

(2) 南州異物志同『御覽』編者の挿注であろう。

- 13 吳時外國傳曰、都昆在扶南南三千餘里、出藿香。(『藝文類聚』卷八一藥香草部上藿香・『太平御覽』卷九八二香部一藿香)

【校 秧】

①出藿香『御覽』は山有藿香に作る。

- 16 吳時外國傳^①曰、諸簿国安子織作白疊花布。(『太平御覽』卷八二〇布帛部七白疊・『後漢書』卷八六南蠻西南夷傳の李賢注)

【校 秧】

①鷄^同志。『太平御覽』卷九二四羽族部一一五色鸚鵡・『藝文類聚』卷九一鳥部中鸚鵡・『初學記』卷三〇鳥部鸚鵡第八)

14

吳時外國傳曰、扶南東漲海中有洲、出五色鸚鵡、會見其白者如母鷄^同志。『太平御覽』卷九二四羽族部一一五色鸚鵡・『藝文類聚』卷九一鳥部中鸚鵡・『初學記』卷三〇鳥部鸚鵡第八)

【校 秧】

①廣志同『御覽』編者の挿注であろう。『廣志』二卷は晉の郭義恭が著した一種の博物誌。

- 17 吳時外國傳曰、五馬洲出鷄舌香。(『太平御覽』卷九八一香部一鷄舌・『法苑珠林』卷四九華香篇第三三)

【校 秧】

①吳時外國傳『後漢書』李注は外國傳に作る。

②安子『後漢書』李注は女子に作る。

③白疊花布 精巧な木綿布を指す。白疊の語學的な解釋は複雑多岐に渡り詳しく紹介することはできないが、トルコ語、イラン語、モン

語等で解釋する説がある(松本信廣「木綿の古名について」、『東亞民族文化論攷』誠文堂新光社、一九六八年所收を參照)。

國臨大江、名新陶、源出岷崐、分爲五江、總名曰恒水、其水甘美、下有真鹽、色正白如水精。

また40の『扶南土俗』の記事と15の記事とは、本來同一であったと考えられる。藤田豊八氏は40を根據にして本條の漲海洲は斯調洲の誤りとみる(藤田b)。

- 15 吳時外國傳曰、漲海州有灣、灣中常出自然白鹽^①、磾磾如細石子、天竺^②國有新陶水、水甘美、下有石鹽、白如水精^{云、鹽如石英}。『太平御覽』卷八六五飲食部二三鹽・『北堂書鈔』卷一四六酒食部五鹽三三に二箇條)

【校 秧】

①五馬洲 42の『扶南土俗傳』は馬五洲に作る。杉本氏は、鷄舌香の特產地モルッカ諸島に比定。當地においては、この香料が gaumedi

と稱されるところから、五馬洲(gaumediを産する島の意)と呼ばれたのであろうとしている(杉本b)。

②鷄舌香 丁子(別名母丁子)のこと。Eugenia caryophyllata Thunb. の花蕾あるいは開花したものと果實、花梗などを乾燥した鹽也」とある。なお『梁書』中天竺國傳に以下の對應記事がある。

【校 秧】

①出自然白鹽『書鈔』はこの句に續けて毎歲以車輸王の句あり。

②南州異物志云、鹽如石英『御覽』編者の挿注であろう。小川輯『南州異物志』には「天竺有恒水、一號新陶水、水特甘香、下有真鹽也」とある。なお『梁書』中天竺國傳に以下の對應記事がある。

もの。それを二つ割りにすると鷄舌に似ているのでこの稱がある。バンダ群島とモルッカ諸島のみに産する（山田憲太郎『香料博物事典』同朋舎、一九七九年、三一八—一九頁）。なお本條と34の『康泰扶南土俗』はほぼ同文であるところから、兩者が同書異名であることを證據づけている。また34の記事は諸薄（Javaka、スマトラあるいはジャワ島を指す）の東に五馬洲が位置していることを記しており、正しくモルッカ諸島を指している。

【校 稣】

18 又時外國傳曰、斯調^①王作白珠交結帳金牀、上天竺^②佛精舍、天竺^③王見珠圓好、意欲留焉、臣下諫乃止。（『太平御覽』卷六九九服用部一帳に二箇條・同卷八一一珍寶部一〇金下）

【校 稣】

①又時外國傳 吳時外國傳の誤り。

②斯調 もう一條の『御覽』卷六九九は斯條に作る。斯調は竺枝『扶南記』では私詞條と表記され、いずれもセイロン島の古稱である Simhala-dvīpa を寫したものと考えられている（藤田b）。

19 吳時外國傳云、天竺^①出細靡氍毹・氍毹^②、氍毹細者、謂之氍毹。『北堂書鈔』卷一三四服飾部三氍毹三一・同氍毹三〇・『太平御覽』卷七〇八服用部氍毹

【校 稣】

①氍毹 毛織物でペルシャ語の續ぐを意味する *täfān* の漢字表記であるとされてい（Laufer, "Sino-Iranica", pp. 492-93. やよび

藤田豊八「榻及び氍毹氍毹につきて」、『東西交渉史の研究・南海篇』所收）。又『梁書』中天竺^③國傳にもこの物産が舉げられている。

20 吳時外國傳曰、黑白眊出天竺^①國。（『太平御覽』卷二四一兵部七一眊）

21 康氏外國傳^②云、其國城郭皆青水精爲^③、及五色水精爲壁、人民多巧、能化銀爲金、國土市買、皆金銀錢。（『史記』卷一二三大宛傳の張守節注）

【校 稣】

①康氏外國傳 康泰吳時外國傳の簡稱。

②爲 標點本『史記』は爲「礎」と補訂してある。

22 康秦國傳^①云、外國稱天下有三象、中國爲人象、大秦爲寶象、月氏爲馬象也。（『史記』卷一二三大宛傳の張守節注・同司馬貞注）

【校 稣】

①康秦國傳 康泰吳時外國傳の略稱。秦は泰の誤り。

②外國を三象に別ける康泰の人文區分は、後世玄奘によつて受けつがれて次のような四區分に發展させられていく。

時無輪王應運、瞻部洲地有四主焉、南象主、則暑濕宜象、西寶主、乃臨海盈寶、北馬主、寒勁宜馬、東人主、和暢多人（『大唐西域記』卷一）。

23 吳時外國傳云、大秦國以麵爲集餅、五內香芳。（『北堂書鈔』卷一四四酒飲部三餅篇一三）

24 吳時魏國傳^①曰、大秦國・天竺^②國皆出金縷織成。（『太平御覽』卷八一六布帛部三織成）

【校 稣】

①吳時魏國傳 明らかに吳時外國傳の誤り。

②金縷織成 『梁書』中天竺二國の物産の一つにも舉がっている。

①加那調州 45は迦那調洲に47は伽南調に作る。その位置はよくわからず、ビルマ沿岸とされている(馮)。

②大紅 『御覽』は大舶に、また陳輯本は大舶船に作る。

③七帆 陳輯本は九帆に作る。

25 吳時外國傳曰、大秦國人皆着袴褶絡帶。(『太平御覽』卷六九六服章部一三帶・『北堂書鈔』卷一二九衣冠部下絡帶三〇)

④關連記事が45と47にあり、後者は『吳時外國傳』と『扶南傳』の書名考證上重要。

26

吳時外國傳曰、大秦國王宮殿水精爲瓦。(『白氏六帖事類集』卷三屋室二〇・『太平御覽』卷七六七雜物部二瓦)

【校 稣】

①王宮殿 『御覽』は以に作る。

【校 稣】

27 康泰吳時外國傳曰、加營國^①王好馬、月支賈人常以舶載馬、到加營國、國王悉爲售之、若於路失騎靽、但將頭皮示王、王亦售其半價。(『太平御覽』卷三五九兵部九〇羈肌)

【校 稣】

①加營國 藤田氏はインド東南端部の Maabar に(藤田 b)、杉本氏はマルコ・ポーロの記録中の Cail' 『元史』卷二一〇に見える加、つまり現今のマド拉斯州チンネーヴェリ縣内のかつて Kāyal と稱せられた海港都市に宛てている(杉本 b)。

【校 稣】

〔参考〕案外國傳云、其形似鵠、但此鳥羣集、多插竹林、昔有國王、於林睡息、蛇來欲螫、鳥鳴覺之、王荷其恩、散食養鳥、林主居士遂從此、爲名迦蘭駄迦、舊安外道後奉如來也。(『玄應一切經音義』第一九迦蘭駄鳥)

①吳時外國志 吳時外國傳の誤り。
②榛 『御覽』胡桃の條は榛に作る。

29 吳時外國志曰、大秦國有棗・榛・胡桃・蓮藕・雜菓。(『藝文類聚』卷八七菓部下胡桃・『太平御覽』卷九七五果部八胡桃・同一二藕・同蓮)

【校 稣】

①吳時外國志 吳時外國傳の誤り。

②榛 『御覽』胡桃の條は榛に作る。

28 吳時外國傳云、從加那調州、乘大紅張七帆^③、時風一月餘日、乃入大秦國。(『北堂書鈔』卷一三八舟部下帆一九・『太平御覽』卷七七一舟部四帆)

①外國傳 この條は文體と内容より『吳時外國傳』の文章とは認め難く、たぶんそれより後世の僧侶の手による『外國傳』であろう。参考までに附記しておく。

Ⅳ、康泰撰『扶南土俗』

(Karpasuvarta) に比定 (杉本 a)。
②與竺司 陳輯本は與天竺國同に作る。

- 30 吳時康泰爲中郎、表上扶南土俗拘^①利正東行極崎頭、海邊有居人、人皆有尾五六寸、名蒲羅中國^②、其俗食人。 (『太平御覽』卷七八七南蠻三蒲羅中國・同卷七九一南蠻七尾濮)

- 32 康泰扶南土俗曰、橫趺國在優鉢之東南、城郭饒樂不及優鉢也。 (同橫趺國)

【校 程】

①曰拘 挾注のような形をとっているが、脱字を校訂しあとから版木を修正したので、このようになつたのであろう。陳輯本は拘の一字なし。

②拘利 『通典』卷一八八邊防には「拘利國九難^云」に、『梁書』中天竺國傳には投拘利に作り、ゲリニ氏 (Gerini) はこれをプトレマイオス地理書の Takōla (マハイ半島西岸の Pakchan 河口) に宛てているという (藤田 a)。

③五六寸 『御覽』卷七九一はこの後に「按其地並西南、蒲羅蓋尾濮之地名」という一文が續くが、これは後世の注釋者の案語か。

④蒲羅中國 マライ半島南端のジョホール地方にあたるか (駒井)。

⑤30 より 41 は一連をなす記事で、『扶南土俗』の抄本の粗形を傳えていふと思われる。またこれらの記事は、『重較說郛』卷第六〇に『扶南土俗』一卷として收められているが、『御覽』からの引き寫しであろう。

- 33 康泰扶南土俗曰、諸薄之東南有北據洲、出錫、轉賣與外徼。 (同北據國)
- 【校 程】
- ①横趺國 1 の校釋①を参照。

- 33 康泰扶南土俗曰、諸薄之東南有北據洲、出錫、轉賣與外徼。 (同北據國)
- 【校 程】

①北據洲 諸薄 (ジャワもしくはスマトラ) の東南で錫の產地といえば、Banka と Billiton の二島に限られるから、そのいづれかであろう。駒井氏は北據洲、比據洲の誤りとし、これを Billiton 島に宛てている (駒井)。

②33 から 37 までの記事はいづれも諸薄國を基準として書いてあるが、朱應と康泰は實際に諸薄に出かけた形跡はないから、かれらは貿易關係の仕事に從事している扶南人か諸薄人から情報を得たに相違ない。これらの記事は當時のジャワやスマトラが東西交易上重要な位置を占めていたことを物語るものとして貴重である。

- 31 康泰扶南土俗曰、優鉢國者、在天竺之東南可五千里、國土熾盛、城郭・珍玩・謠俗與竺同。 (同優鉢國)

- 34 康泰扶南土俗曰、諸薄之東有五洲、出鷄舌香、樹木多華少實。 (同馬五洲)

【校 程】

①優鉢國 杉本氏は玄奘のいうインド東北部の羯羅拏蘇伐刺那國

①五洲 陳輯本は馬五洲に作る。馬五洲については17の校釋①を参照。

②都田切 『御覽』編者の挿注であろう。

35 康泰扶南土俗曰、諸薄之西北有薄歎洲^①、土地出金、常以採金爲業、轉賣與諸賈人、易糧米・雜物。(同薄歎洲)

39 康泰扶南土俗曰、烏文國^①、昔混濱初載賈人大舶^②、所成此國。(同烏文國)

【校 稟】

①薄歎洲 シンガポール南の Bintan 島に比定(駒井)。

①烏文國 杉本氏は Orissa に比定(杉本 a)。駒井氏は漠然とマライ半島の一部に比定(駒井)。

36 康泰扶南土俗曰、諸薄之西北有駢蘭之洲^①、出鐵。(同駢蘭洲)

②大舶 陳輯本は大船を作る。

①駢蘭之洲 之の字は衍字か。マライ半島頸部東岸のタンタラム島に比定(駒井)。

【校 稟】

37 康泰扶南土俗曰、諸轉薄之東北有巨迹洲^②、人民無田、種芋、浮船海中、截大蚶螺杯、往扶南。(同巨延洲)

【校 稟】

①諸轉薄 陳輯本は諸薄轉に作るが、ともに轉は衍字であろう。

41 康泰扶南土俗曰、扶南之西南有林陽國^①、去扶南七千里、土地奉佛、有數千沙門、持戒六齊日、魚肉不得入國、一日再市、朝市諸雜米・甘菓・石蜜^③、暮^④但貨香花。(同林陽國)

【校 稟】

【校 稟】

②巨迹洲 陳輯本は巨延洲に作る。ボルネオの西海岸に比定(駒井)。

③截 載の字の誤りであろう。

38 康泰扶南土俗曰、濱船專國^①出駢^{都田^②}馬及金、俗民皆有衣被結髮也。(同濱船專國)

【校 稟】

①濱船專國 郡は那の俗字。この國はシャム沿岸に位置するか(駒井)。

とあるから、林陽國はシャム地方の一部と考えられている(駒井)。

②六齊 陳輯本は六齋に作る。

③石密 陳輯本は石蜜に作る。石蜜とは砂糖のこと。サトウキビは古

くより熱帯アジアに自生しており、石蜜はトンキン地方で三世紀頃には生産され、後世ペルシャ地方で製糖業は著しく發達する (E. H. Schafer, "The Golden Peaches of Samarkand, A Study of T'ang Exotics", University of California Press, 1963, pp. 152-54.)。

(4) 蓬中 陳輯本は蓬市を作る。

①而去 陳輯本は西去を作る。

【校 稣】

①而去 陳輯本は西去を作る。

扶南土俗傳云、火洲在馬五洲^①之東可千餘里、春月霖雨、雨止則火

燃、洲上林木得雨則皮黑、得火則皮白、諸左右洲人、以春月取木皮、續以爲布、或作燈炷、布若小穢、投之火中復潔。〔通典〕卷一八八邊防四南蠻〔下火山・太平寰宇記〕卷一七七四夷六南蠻〔火山國〕

【校 稣】

①馬五洲 『寰宇記』は五馬洲を作る。

②爲布 『寰宇記』はこの下に卽火浣布也の句があり、布若小穢以下の文を缺く。

③復潔 『通典』『寰宇記』共にこれ以下加營國の火浣布について次のように記している。

又有加營國北諸薄國西山、周三百里、從四月火生、正月火滅、火燃則草木葉落如中國寒時、人以三月至此山、取木皮續爲火浣布。

この文も『扶南土俗傳』のものと見なしたいのであるが、「又」の文字で文節が變るので除外しておいた。なお本條と關連する⁹も参照のこと。また『梁書』扶南傳に次のような對應記事あり。
國東有馬五洲、復東行漲海千餘里、至自然大洲、其上有樹生火中、洲左近人剝取其皮、紡績作布、極得數尺以爲手巾、與焦麻無異而色微青黑、若小垢污、則投火中、復更精潔、或作燈炷、用之不知盡。

III、康泰撰『扶南傳』

44 康泰扶南傳曰、恒水之源、乃極西北出崑崙山中、有五大源、諸水分流、皆由此五大源、枝扈黎大江出山西北、流東南注大海。(水經注卷一箋校)、『中外史地考證』香港太平書局、一九六六年所收)。

【校 稣】

①枝扈黎大江 『史記』卷二十三の張守節注所引『括地志』中の拔扈利水に同じであつた。岑仲勉氏はこれを Hugli 川に宛てている(『水經注』卷一箋校)、『中外史地考證』香港太平書局、一九六六年所收)。

45 康泰扶南傳曰、從迦那調洲西南入大灣、可七八百里、乃到枝扈黎大江口、度江逕西行、極大秦也。(同上)

46 又云^①、發拘利口^②、入大灣中、正西北入、可一年餘得天竺^③江口、名恒水、江口有國、號擔秩^④、屬天竺^⑤、遣黃門字興爲擔秩王。(同上)

①又云 45 と連續記事をなすので、これも康泰の『扶南傳』の記事である。

43 康泰扶南土俗、大載而去、常望海過則遮紅、將雞・猪・山菓易鐵器。(『太平御覽』卷七九〇四夷部) — 南蛮六歌營國所引の『南州異物志』の挿注)

②拘利 30 の校釋②を参照。

③擔株 挟注に戴震の「案株、近刻作袂」なる案語がある。擔株については1の校釋①を参照のこと。

④本條に對應する『梁書』中天竺國傳の記事は次の通り。

唯吳時扶南王范旃遣親人蘇物使其國、從扶南發投拘利口、循海大灣中正西北入歷灣邊數國、可一年餘到天竺江口、逆水行七千里乃至焉。

【校 稱】

47 康泰曰^①、安息・月氏・天竺至伽那調御、皆仰此鹽。^②（同上）

①康泰曰 『水經注』に引かれている康泰の記録は『扶南傳』に限られているので、本條も輯本中に入れられた。

②伽那調御 御は衍字あるいは洲の誤り。

③44から47の記事は康泰の記録原本では比較的隣接した記事であったと思われる。さらに酈道元は『水經注』卷一河水の項に、康泰の記録の斷片を三箇所引いて考證の材料としている。輯本に入れる體裁を成さないので以下列記しておく。

又近推得康泰扶南傳、傳崑崙山正興調合、如傳自交州至天竺最近、泰傳亦知阿耨達山是崑崙山。

穆王於崑崙側瑤池上、觴西王母、云去宗周灤澗、萬有一千一百里、何得不如調言、子今見泰傳、非爲前人不知也。

又有鍾山、上有金臺玉闕、亦元氣之所含、天帝居治處也、考東方朔之言及經五萬里之文、難言佛圖調・康泰之傳是矣。

【校 稱】

49 康泰扶南記曰、從林邑至日南盧容浦口^①、可二百餘里、從口南^②發往扶南諸國、常從此口出也。（同卷三六溫水）

①盧容浦口 盧容縣は現在の承天（Thuathien）で、その縣の浦口は

大長沙海口（Tuan-an）あたりという（藤田b）。

②口南 日南の誤り（藤田b）。

IV、闕名撰『扶南傳』

48 康泰扶南傳曰、昔范旃時、有曠揚國人家翔梨、嘗從其本國到天竺、展轉流賈、至扶南、爲旃說天竺土俗道法、流通金寶委積、山川饒沃、

恣所欲、左右大國、世尊重之、旃問云、今去何時可到、幾年可迴、梨言天竺去此、可三萬餘里、往還可三年踰、及行、四年方返、以爲天地之中也。^③（同上）

①范旃 混盤況から數えて四代目の扶南王。范蔓の姉の子（『梁書』扶南傳）。

②譚楊國 『元史』に見える毬陽、あるいは『島夷志略』『星槎勝覽』に見える淡洋、つまり現在のスマトラ島西北端 Pasei の西に宛てられていて（杉本b）。

③この記事の事件が發端で、扶南側は蘇物なる人物を天竺に派遣したのである。蘇物は天竺王に會見し、歸國時に天竺の使者陳・宋なる人物を伴っている。朱應・康泰は扶南の地でこれらの天竺の使者に會っている（『梁書』中天竺國傳）。

51 扶南傳曰、扶南國王以純金多羅遺毗騫王。〔太平御覽〕卷七一七
服用部一九多羅)

(賦の劉淵林注)

52 扶南傳曰、毗騫國^①王身長一丈二尺、頸長三尺、自古不死、莫知其

年、知未然事、號爲長頸王。〔太平御覽〕卷三六九人事部一〇頸項

【校釈】

①毗騫國 陳輯本は毗騫國に作る。

②50から52條までは毗騫國について記述している。毗騫國の位置は『梁書』に大海洲中にあって扶南から八千里のところとしか説明されていない。しかし古代においては產金地としてかくも有名であった。古くインド人がスマトラのことをスワルナ・ドヴィーパ(Suvarma-dvipa)、すなわち黃金洲と稱したのは、毗騫國とも關係があるう。なお50から52條までは『梁書』扶南傳に對應記事がある。

53 扶南傳曰、漲海中倒珊瑚洲、洲底有盤石、珊瑚生其上也。^②〔太平御覽〕卷六九地部三四洲・〔文選〕卷五京都下吳都賦の劉淵林注)

【校釈】

①倒 陳輯本は到に作る。

②生其上也 『文選』注は生其上玲瓏明貌に作る。なお『初學記』卷六地部中海第三に次のような『外國雜傳』の記事がある。

外國雜傳云、大秦西南漲海中、可七八百里到珊瑚洲、洲底大盤石、珊瑚生其上、人以鐵網取之。

54 扶南傳曰、縷貨・布帛曰賄、金二十四兩爲鑑。〔文選〕卷五吳都

①縷貨 陳輯本は縷貨に作る。

55 扶南傳曰、扶南有訟者、煮水令沸、以金指環投湯中、然後以手探湯、其直者、手不爛、有罪者、入湯即焦。〔太平御覽〕卷七一八服用部一〇指環)

【校釈】

56 扶南傳曰、扶南俗理訟無牢獄・鞭杖、唯以探湯・捧鑽・沒水爲信、先使沐浴齋戒、乃令以手內湯、或捧熱鑽、或沒水中、無罪者不爛不焦不沒、罪者即驗也。〔太平御覽〕卷六四三刑法部九獄)

57 捜神記^①云、扶南傳云、扶南王范尋、常養虎五六頭、養鱷魚十頭、若有犯罪者、與虎、不噬、投以鱷魚、不噬乃赦之、無罪者皆不噬。〔太平寰宇記〕卷一六四嶺南道八梧州)

【校釈】

①搜神記云 現行二〇卷本『搜神記』卷二にこの話が見えるが、『扶南傳』を引用してはいない。参考までに原文(學津討原本に據る)を左記に擧げておく。

扶南王范尋養虎於山、有犯罪者、投與虎、不噬、乃宥之、故山名大蟲、亦名大靈、又養鱷魚十頭、若犯罪者、投與鱷魚、不噬、乃赦之。無罪者皆不噬、故有鱷魚池、又嘗煮水令沸、以金指環投湯中、然後以手探湯、其直者、手不爛、有罪者、入湯即焦。

これによると55と57が本來一文を成していたことがわかる。

58 扶南傳曰、頓遜國人恒以香華事天神、香有多種、區撥葉華致華^①、各逐華、摩夷華^②。冬夏不衰、日載數十車、於市賣之、燥乃益香、亦可爲粉以傳身體。(『法苑珠林』卷四九華香篇第三三・『太平御覽』卷九八)

一香部一香・同卷七十九服用部二一粉)

【校 稱】

①區撥葉華致華 『御覽』卷九八一は區撥葉逆花途致に作る。

②摩夷華 『御覽』卷七十九は磨夷花に作る。

61 扶南傳曰、安息國出酢皂莢、可食、味最美。(『太平御覽』卷九六 ○木部九皂莢)

①最美 陳輯本は羨美に作る。

62 扶南傳曰、妥息國^①出五色罽。(『太平御覽』卷八一六布帛部三罽)

①妥息國 陳輯本は安息國に作る。

59 扶南傳曰、頓遜國人死、或鳥葬、或火葬、鳥葬者、病困、便歌舞送郭外、有鳥如鵝綠色、飛來萬計、啄食都盡、斂骨焚之、沈之於海^③。此上行、必生天、鳥若不食、自悲傷、乃就火葬、取骨埋之、是次行也。^⑤(『太平御覽』卷五五六禮儀部三五葬送四・同卷三七五人事部一六骨)

63 扶南傳曰、安息國出甘蔗。(『太平御覽』卷九七四果部一一甘蔗)扶南傳曰、金陳國、入四月便雨、六月乃止、少有晴日。(『藝文類聚』卷二天部下霽)

【校 稱】

①頓遜國 『御覽』卷三七五は頓遜國に作る。

②萬計 『御覽』卷三七五は萬計に作る。

③海 『御覽』卷三七五は海中に作る。

④天 『御覽』卷三七五は天上に作る。

⑤類似文が68の竺芝の『扶南記』に見える。58・59の頓遜國は『通

①關連記事が『太平御覽』卷一一天部一一霽に次のようにある。

扶南日南傳曰、金陳國、入四月便雨、六月乃止、少有晴日、六月

不雨、常晴、歲歲如此。

『扶南日南傳』は、『隋書』經籍志に著錄されている『日南傳』一卷とも考えられるが、類似文という點から見れば、これも『扶南傳』の文章であろう。

60 扶南傳云、扶南之西海裏有山、週迴千里、中有大石、名爲海鼓、關可百丈、海行欲知風暴動、但先聞此石震、隆隆如雷、則鯨便起而風也。(『北堂書鈔』卷一五一天部二風篇一六)

65 扶南傳曰、舍衛國隸屬天竺、伽尸國一名波羅奈國、亦名皮波羅奈斯國。(『通典』卷一九三邊防九西戎五天竺)

V、竺枝（芝）撰『扶南記』

66 竺枝扶南記、山溪瀨中謂之究。（『水經注』卷三六溫水）

①瀨中 岳仲勉氏は文意より中瀨に改めている（「晉宋間外國地理佚書輯略」、「中外史地考證」所收。以下岑輯本と略稱）。

【校 積】

67 按竺枝扶南記曰、扶南去林邑四千里、水步道通、檀和之令軍入邑浦、據船官口、城六里也。（同上）

68 竺芝扶南記^①曰、頓遜國屬扶南、國主名崑崙、國有天竺胡五百家、兩佛國・天竺婆羅門千餘人、頓遜敬奉其道、嫁女與之、故多不去、唯

讀天神經、以香花自洗、精進不捨晝夜、疾困便發願鳥葬、歌舞送之邑外、有鳥啄食、餘骨作灰、豐盛沈海、鳥若不食、乃藍盛、火葬者投火、餘灰函盛埋之、祭祠無年限、又酒樹有似安石榴、取花與汁停甕中、數日乃成酒、美而醉人。（『太平御覽』卷七八八四夷部九南蠻四頓遜國・『藝文類聚』卷七六內典上內典・『太平廣記』卷四〇六草木一酒樹・『北堂書鈔』卷一四八酒食部七酒六〇）

①林楊國 陳輯本は林陽國に作る。
【校 積】

【校 積】

①竺芝扶南記 『類聚』『廣記』は顧名の『扶南記』の記事、『書鈔』は『扶南傳』（安石榴酒の記事のみ）の記事となっている。いずれも部分的。

②不捨晝夜 『類聚』は以下に「香有區撥摩花、冬夏不衰、日載數千車貨之、燥更香好」とあり、この部分は58の『扶南傳』と共に通。

69 竺芝扶南史紀^①曰、毗騫國去扶南八千里、在海中、國王身長三丈、

頸長三尺、自古以來不死、知神聖未然之事、亦有子孫、子孫生死如常人、唯此王不死耳、號曰長頸王、食器皆純金、金如此間之石、無央限

也、不聽妄取、偷者知則殺食之、長頸王亦能作天竺書、自道宿命所經、與佛語相似、作書可三千言、皆道是事、其國法有罪者、共在王前食之、

平常不瞰人也。（『太平御覽』卷七八八四夷部九南蠻四毗騫國）

【校 積】

①竺芝扶南史紀 竺芝扶南記の誤りと見、輯本中に入れた。

②央 陳輯本・岑輯本はともに缺に作る。

③皆道是事、其國法有罪者 岑輯本は皆道世事、如國有犯罪者に作る。

④關連記事が50・52の『扶南傳』および『梁書』扶南傳に見える。

70 竺枝扶南記曰、林楊國去金陳國步道二千里、車馬行、無水道、舉國事佛、有一道人、命過燒葬、燒之數束樵、故坐火中、乃更著石室中、從來六十餘年、尸如故不朽。（『水經注』卷一河水）

71 竹芝扶南記^①曰、林那國^②蠻、其延國未多日黎、與毗騫同、大洲放二萬里、法俗是同。（『太平御覽』卷七九〇四夷部一一南蠻六林那國）

【校 積】

①竹芝 竺芝の誤り。

②林那國 岑輯本は林那國に作る。

③放 岑輯本は方の誤りかと注記している。

72 竹枝扶南記曰、安息國去私訶條一萬里、國土臨海上。〔水經注〕

卷二河水)

國)

73 南海郡多荔枝樹、荔枝爲名者、以其結實時、枝條弱而蒂牢、不可
摘取、以刀斧剗取其枝、故以爲名、凡什具以木製者、率皆荔枝

出扶南記

〔太平廣記〕卷四〇六草木一荔枝木)

【枝 秧】

①出扶南記 闕名の『扶南記』であるが、68の例に見られるように、
たんに『扶南記』としながら『芝扶南記』と共に記事があるので、
本條も輯本中に入れられた。

①土地 陳輯本は國地に作る。
②二千 陳輯本は一千に作る。

77 外國傳曰、從波遼國南去乘船可三千里到屈都乾國、土地①有人民可
二千餘家、皆曰朱吾縣民叛居其中。〔同屈都乾國〕

東海大学紀要文学部

78 外國傳曰、從屈都乾國東去舡行可千餘里到波延洲、有民人二百餘
家、專採金賣與屈都乾國。〔同波延洲〕

【枝 秧】

①舡 陳輯本は船に作る。

79 外國傳曰、究原有獠民、出錫・鐵・雞舌香及赤白五色鸚鵡鳥、究
原達永昌一歲。〔同究原國國〕

【枝 秧】

①達 陳輯本は達に作る。

75 外國傳曰、從扶南西去金陳二千餘里到金陳。〔同金隣國〕

【枝 秧】

①外國傳曰、以下80まではすべて『外國傳』の記事となっているが、

74 の記事以下一續きになつてるので『交州以南外國傳』として扱
う。陳輯本注にも「案以下所引、止云外國傳、無交州以南四字、然
考其語氣、或係省文也」とある。

②金陳 この二字は衍字か。

VII、宋膺撰『異物志』

80 外國傳曰、從林陽西去二千里奴後國、可二萬餘戶、與永昌接界。
(同奴後國)

27

(86)

76 外國傳曰、從西圖南去百餘里到波遼、十餘國皆在海邊。〔同波遼〕

81 宋膺異物志云、大月氏國有牛、尾重十斤、割之供食、尋生如故。
(通典)卷一九二邊防八西戎四大月氏・〔太平寰宇記〕卷一八四四夷

武
一二西戎五大月氏國)

84 宋膺異物志云、大頭痛・小頭痛山、皆在渠搜之東疎之西、經之者

身熱頭痛、夏不可行、行則致死、唯冬可行、尙嘔吐、山有毒藥氣之所

爲也、冬乃枯歇、故可行也。《通典》卷一九三邊防九西戎五渴槃陁。

部
渡
①宋膺 『寰宇記』は朱鷺に作る。
②牛 『寰宇記』は羊に作る。

『太平御覽』卷七九三四西戎二渴槃陁・『太平寰宇記』卷一八六四夷一五西戎七渴槃陁國)

(一九七一年一月一〇日稿・一九八二年八月一九日改稿)

82 宋膺異物志云、秦之北附庸小邑有羊黑^①、自然生於土中、候其欲萌、築墻繞之、恐獸所食、其臍與地連、割絕則死、擊物驚之、乃驚鳴臍遂絕、則逐水草爲羣、又大秦金二枚、皆大如瓜、擲之滋息無極、觀之如用則真金也。(《史記》卷一二三大宛傳の張守節注)

【校
釈】

①羊黑 標點本『史記』は羊羔に作る。

②擲 標點本『史記』は植に作る。

③本條の類似文が『太平廣記』卷四三九畜獸類六羊の項所引の『異物志』に見える。参考までに挙げておく。

月氏有羊、大尾、稍割以供賓、亦稍自補復、有大秦國、北有羊子、生於土中、秦人候其欲萌、爲垣以遠之、其臍連地、不可以刀截、擊鼓驚之而絕、因跳鳴食草、以一二百口爲羣。

83 宋膺異物志、大宛馬有肉角數寸、或有解人語及知音舞與鼓節相應者。(《通典》卷一九二邊防八西戎四大宛・『太平寰宇記』卷一八二四夷一一西戎三大宛國)

【校
釈】

①『御覽』卷七九三四夷部一四西戎一大宛に引かれている同文の『異物志』も『宋膺異物志』であろう。

考古學』平凡社、一九八〇年、三五四一八四頁の「南海を通ずる初期の東西交渉」が簡潔に紹介している。ことに山本氏の論考は、ぜひ併讀していただきたい論文である。オケオ遺跡についての文献は、上智大學の青柳洋治氏より教えられた。ここに記して感謝する次第である。

(一九八五年八月一日追記)